

公益財団法人岩手県スポーツ協会表彰規程

（趣旨）

第1条 公益財団法人岩手県スポーツ協会（以下「本会」という。）は、本県スポーツ振興に顕著な功績のあった功労者、優秀選手及び指導者を表彰するため、この規程を定める。

（表彰の種類と対象）

第2条 表彰の種類と対象は、次のとおりとする。

(1) 功労賞

本県スポーツの普及振興に多大の業績をあげ、その功績顕著なもの

(2) 栄光賞

全国大会の優勝者及び国際競技会において優秀な成績をあげた選手及びその指導者

(3) 奨励賞

栄光賞と同等と認められる成績を残した小学生

(4) 優秀指導者賞

本県スポーツの競技力向上に特に寄与している優秀な指導者

（候補者の推薦）

第3条 本会の加盟団体は、毎年定められた期日までに功労賞及び栄光賞の候補者を選定し、本会会長に推薦するものとする。

（受賞者の決定）

第4条 受賞者の決定は、次のとおりとする。

(1) 第2条第1号、第2号及び第3号については、本会の加盟団体から推薦を受けて、理事会で決定する。

(2) 第2条第4号については、本会の選手強化委員会から推薦を受けて、理事会で決定する。

（表彰）

第5条 被表彰者には、表彰状又は記念品を贈る。

（補則）

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、昭和43年6月19日から施行する。

昭和60年4月2日 一部改正

平成 7 年 9 月 13 日 一部改正

平成 14 年 8 月 6 日 一部改正

平成 17 年 5 月 20 日 一部改正

平成 19 年 9 月 14 日 一部改正

附 則

この規程は、公益財団法人岩手県体育協会の設立の登記の日（平成 25 年 4 月 1 日）から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。